

## 学校法人堀井学園 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は学校法人堀井学園(以下「法人」という)の理事長・理事・監事の報酬及び手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 専任の役員の報酬は俸給、手当及び賞与とし、非常勤の役員については手当及び賞与とする。

(報酬の支給)

第 3 条 役員の報酬の支給日は、毎月25日(その日が休日にあたるときは前日)とする。

(俸給)

第 4 条 専任の役員の俸給月額は別表1の通りとする。

(賞与)

第 5 条 役員の賞与については別表2の通りとする。

(役員の手当)

第 6 条 役員の手当は次の通りとする。

- |              |          |
|--------------|----------|
| 1. 理事長手当月額   | 324,000円 |
| 2. 理事手当月額    | 108,000円 |
| 3. 監事業務手当 1回 | 30,000円  |
- 2 監事業務手当については、その業務が連日にわたる場合は1日を1回として計算し、これを支給する。

(月の途中で就任又は退任した場合の報酬)

第 7 条 月の初日以外において新たに就任した専任の役員に就任当月分の報酬を支給する場合、当月分の俸給月額の全額を支給する。

- 2 月の末日以外の日において退任した専任の役員に対する退任当月分の報酬を支給する場合、当月分の俸給月額の全額を支給する。

(退職金)

第8条 役員が退職又は在任中死亡したときは退職金を支給する。退職金の額は専任・非常勤の別、役員としての在任年限及び功労を勘案して理事会において決定する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議を経て行う。

(細則の制定)

第11条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は細則を制定することができる。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から実施する。